



平成 25 年 11 月 26 日

各 位

リアルコム 株式会社
代表取締役社長 龍 潤生
(コード番号：3856 東証マザーズ市場)
問合せ先：取締役コーポレートセンター長 佐々木 司
電 話 03-6864-4001 (代表)

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部修正に関するお知らせ

当社は、平成25年11月26日開催の取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用および定款の一部変更ならびに配当予想の修正について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株式分割および単元株制度の採用の目的

当社は、当社株式の投資単位の引き下げにより、投資家が当社株式に、より一層投資しやすい環境を整えることで投資家層の拡大を図ることを目的として、また、平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の主旨を踏まえ、当社普通株式1株を100株に分割するとともに、普通株式の単元株式数を100株とする単元株制度を採用することといたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年12月31日(火)最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき、100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	35,144 株
② 今回の分割により増加する株式数	3,479,256 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	3,514,400 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	12,937,600 株

(注) 上記株式数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- | | |
|----------|------------------------------|
| ① 基準日公告日 | 平成25年12月16日 (月) |
| ② 基準日 | 平成25年12月31日 (火) ※実質30日となります。 |
| ③ 効力発生日 | 平成26年1月1日 (水) |

(4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割にともない、新株予約権の目的となる株式についても平成26年1月1日以降、次のとおり調整されます。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成16年9月24日 定時株主総会決議に基づく第4回新株予約権	112,500 円	1,125円
平成17年9月22日 定時株主総会決議に基づく第5回新株予約権	112,500 円	1,125円
平成18年1月25日 臨時株主総会決議に基づく第6回新株予約権	150,000 円	1,500円
平成18年6月30日 臨時株主総会決議に基づく第7回新株予約権	150,000 円	1,500円
平成18年6月30日 臨時株主総会決議に基づく第7回新株予約権	150,000 円	1,500円
平成19年6月19日 臨時株主総会決議に基づく第8回新株予約権	350,000 円	3,500円
平成25年11月26日 取締役会決議に基づく第16回新株予約権	40,000 円	400円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成26年1月1日(水)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年1月1日(水)

(参考) 平成25年12月26日(木)をもって、東京証券取引所における売買単位も1株から100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記の株式分割および単元株制度の採用にともない、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づき、平成26年1月1日(水)をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

① 発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第5条(発行可能株式総数)を変更いたします。

② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第6条(単元株式

数)を新設いたします。

③ 第5条の変更および第6条の新設ならびにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第1条を新設いたします。

(下線部分が変更箇所)

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 129,376株とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 12,937,600株とする。
(新設) 第6条～第48条 (条文省略)	(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は100株とする。 第7条～第49条 (現行どおり)
(新設)	附則 第1条 第5条の変更並びに第6条の新設ならびにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日は、平成26年1月1日とし、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。

以上